

(様式第2号)

会 議 録

令和7年1月21日作成

会 議 の 名 称	第5回島本町立地適正化計画策定委員会		
会 議 の 開 催 日 時	令和6年11月13日(水) 午前10時～11時		
会 議 の 開 催 場 所	島本町役場3階 委員会室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・一部不可・不可
事務局(担当課)	都市創造部 都市計画課	傍聴者数	2名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出 席 委 員	田中委員、植田委員、三角委員、小野委員、矢田委員、谷口委員 【事務局】 山田町長 都市創造部 名越部長、佐藤次長、今井課長、 森鎌参事、奥田参事、永井係長		
会 議 の 議 題	1. 会議の公開について 2. 島本町立地適正化計画(案)について 3. その他		
配 付 資 料	「第5回島本町立地適正化計画策定委員会次第」、「第5回島本町立地適正化計画策定委員会配席図」、「島本町立地適正化計画策定委員会委員名簿」、「資料1 島本町立地適正化計画(案)」、「資料2 島本町立地適正化計画(素案)策定に関する意見照会に対する回答」、「資料3 島本町立地適正化計画(素案)に関するパブリックコメントの結果に係る町の考え」		
審 議 等 の 内 容	別紙のとおり		

発言者	審 議 内 容 (文中敬称略)
事務局	<p>1 開会</p> <p>委員のみなさまがお揃いになりましたので、只今より、第5回島本町立地適正化計画策定委員会を開催いたします。</p> <p>委員のみなさまにおかれましては、何かとお忙しい中ご出席いただき、ありがとうございます。</p> <p>本日の司会を担当いたします、都市創造部都市計画課の森鎌でございます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>◆ 会議の成立について</p> <p>本日の策定委員会の出席についてご報告いたします。島本町立地適正化計画策定委員会委員6名のうち、本日は6名出席いただいております。「島本町立地適正化計画策定委員会規則」第5条第2項の規定により、2分の1以上の委員の方が出席いただいておりますので、本日の会議は成立いたしておりますことを報告いたします。</p>
事務局	<p>◆ 会議の進行について</p> <p>会議中での発言に際しましては、挙手いただいた後、目の前にありますマイクのボタンを押していただいてからご発言いただき、発言が終わられましたら、もう一度ボタンを押していただきますよう、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>2 資料の確認</p> <p>案件に入ります前に、資料のご確認をお願いいたします。</p> <p>本日お配りしている資料といたしまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第5回島本町立地適正化計画策定委員会 次第 ・ 第5回島本町立地適正化計画策定委員会 配席図 ・ 島本町立地適正化計画策定委員会委員名簿 ・ 資料1 島本町立地適正化計画（案） ・ 資料2 島本町立地適正化計画（素案）策定に関する意見照会に対する回答 ・ 資料3 島本町立地適正化計画（素案）に関するパブリックコメントの結果に係る町の考え方 <p>以上資料に不足等ありませんでしょうか。</p> <p>それでは、これからの案件の議事進行につきましては議長、よろしくお願いいたします。</p>

議長	<p>3 案件</p> <p>(1) 会議の公開について</p> <p>それでは、早速ではございますが、案件に入ります。</p> <p>案件1「会議の公開について」ですが本日、傍聴の申出はありますでしょうか。</p>
事務局	<p>はい。傍聴の申出が2件あります。</p>
議長	<p>只今、事務局よりありましたとおり、傍聴の申出があるようです。</p> <p>つきましては、島本町立地適正化計画策定委員会の会議の公開に関する要綱に基づき、案件1「会議の公開について」、傍聴を許可することとしてよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>ありがとうございます。では、許可しますので、どうぞ入室してください。</p> <p>(傍聴者入室)</p>
議長	<p>(2) 前回委員会のご意見について</p> <p>傍聴者が入場されましたので、会議を続けてまいります。</p> <p>案件2「島本町立地適正化計画(案)について」事務局から説明を願います。事務局からの説明の後、皆様の議論をお願いします。</p>
事務局	<p><資料説明></p> <p>それでは案件2「島本町立地適正化計画(案)について」説明させていただきます。</p> <p>7月に第4回の策定委員会を開催し、今回の策定委員会までの間に実施してまいりましたことといたしましては、前回の会議においてご審議いただきました、島本町立地適正化計画(素案)に関し、大阪府と協議を実施し、上位関連計画等との整合性の確認を行ったほか、8月～9月にかけて、パブリックコメントを実施し、住民の皆様からのご意見を募集してまいりました。</p> <p>それらの手続きを踏まえ、今回、島本町立地適正化計画(案)が出来上がりましたので、大阪府との協議内容やパブリックコメントの概要等についてご説明させていただきます。</p> <p>まず、「島本町立地適正化計画(素案)策定に関する意見照会に対する回答」と書かれた資料をご覧ください。</p> <p>大阪府との協議におきましては16件の意見等をいただきました。</p> <p>その中でも、誤字等の軽微な修正以外についてご説明させていただきます。</p> <p>まず、1枚目の右上に大阪都市計画局と記載されたページの意見の1についてご説明させていただきます。併せて計画(案)の4-2ページをご覧ください。</p> <p>4-2ページにつきましては、誘導方針として、立地適正化計画において、どのような方針に基づき、施策等を実施していくかについて記載しております。</p>

ご意見といたしましては、方針1「都市機能の集約による便利でにぎわいのある拠点づくり」の対象区域が都市機能誘導区域を対象とした方針のように読み取れるが、どの区域を対象とした方針なのかという内容でした。

次に、計画(案)の8-1ページをご覧ください。こちらでは方針1に基づき取り組む施策を記載しており、施策の内容をご覧くださいと、施策の3つ目に記載しております、「水無瀬川緑地公園内への町立体育館、小中学校プール及び東大寺公園テニスコートの移転整備」のように都市機能誘導区域外を対象とする施策についても位置づけております。

次に計画(案)の4-3ページをご覧ください。こちらは図で各方針が対象としている区域を示しており、方針1の区域としましては、都市機能誘導区域に限らず、市街化区域の広い範囲を対象として図示しております。

よって、大阪府への回答といたしましては、4-3ページに記載の図のとおり、都市機能誘導区域を基本としながらも、居住誘導区域も含めた施策としてとらえていますと回答しております。

次に「意見照会に対する回答」の「気づいた点、助言など」の4と計画(案)の5-9ページをご覧ください。

大阪府からのご指摘としましては、5-9ページに記載の居住誘導区域の図の検討に際して、JR島本駅西地区の土砂災害警戒区域がかかっている区域を除外しているが、区画整理後の形状を反映しているかについてでした。

本町といたしましては居住誘導区域から除外する区域に関しては、土地区画整理事業の実施前後に拘らず、ハザードマップに記載の土砂災害警戒区域に指定されている区域に即して除外する方向で検討してきたことから、その旨、回答いたしました。

次に「意見照会に対する回答」を1ページめくっていただき、右上に河川室と書いているページをご覧ください。

こちらの3についてご説明させていただきます。併せて計画(案)の3-35ページをご覧ください。

立地適正化計画を検討するに際して、これまでの間、水無瀬川における、計画規模降雨、つまり概ね、100年に1度程度発生する確率の降雨で3m以上の浸水が想定される区域はありませんと説明してきたのですが、大阪府からの意見として、3m以上の浸水が想定される区域があり、居住誘導区域からの除外を検討することというものでした。再度確認させていただいたところ、大阪府からの指摘通り、2か所、3m以上の浸水が想定される区域がございました。

会議の場で具体的な場所を示してしまうと、土地の場所から所有者等の個人が特定されるおそれがありますことから、資料の用意は控えさせていただいておりますが、2か所ともに宅地ではなく、畑となっており、隣接する道路に比べ、少し低い位置に所在しておりました。また、面積といたしましても小規模なものとなっております。

町といたしましては、居住誘導区域から除外するには極めて局所的であることから、居住誘導区域に含める方向で大阪府へ回答いたしました。一方で、「意見照会に対する回答」に記載のとおり、計画(案)の3-35ページに関して、3m以上の浸水が想定される区域が存在することから、一部本文を修正いたしました。

次に「意見照会に対する回答」の4と計画（案）の3-37ページをご覧ください。

水無瀬川における家屋倒壊等氾濫想定区域の氾濫流についても居住誘導区域からの除外を検討することとのごことでした。3-37ページの図3-51をご覧くださいとわかりますように、水無瀬川におきましては、2か所氾濫流の区域に指定されている箇所がございます。このうち京都側の箇所については、工場集積地であることから、居住誘導区域からは除外しております。大阪側の箇所については、確認したところ居住の実態がある箇所でした。居住誘導区域の検討に際して、家屋倒壊等氾濫想定区域の内、河岸浸食については、増水による川の流れて護岸が削れることにより発生するといったことから、災害の発生の予測が困難であり、居住誘導区域からは除外する方向で検討してまいりました。一方で、氾濫流につきましては、大雨による河川の水位の上昇状況から、災害の発生の予測が一定可能であると考えられることから、居住誘導区域に含める方向で検討してまいりました。

また、図3-49と図3-50を比較してご覧くださいと、水無瀬川における氾濫流の指定区域については一定限られていたものに対して、淀川における氾濫流の指定区域については、広い範囲に指定されており、氾濫流の指定区域を居住誘導区域から除外するとすると、水無瀬川及び淀川の両河川の氾濫流の指定区域を除外することとなり、居住誘導区域がかなり限られたものになってしまいます。

以上のことから、本町といたしましては、家屋倒壊等氾濫想定区域の内、氾濫流については、居住誘導区域に含める方向で大阪府に回答いたしました。

次に「意見照会に対する回答」を1ページめくっていただき、意見の8と計画（案）の9-24ページをご覧ください。大阪府において大阪府洪水リスク表示図というものを作成されており、その中で危険度3の区域に関する防災対策の記載について検討することというものでした。

本町といたしましては、災害に対しての方針や取組については、地域ごとではなく、災害の種別ごとに記載を行っており、9-24ページにおいて洪水に関する対応方針を、また、9-27ページにおいて方針に基づく取組を記載しておりますことから、大阪府に対しては、現状の記載で十分であると考えている旨、回答いたしました。

次に意見の10と計画（案）の9-27ページをご覧ください。

本町において制度化しております、土砂災害特別警戒区域に所在する家屋を対象とした移転補助制度の本計画への記載についての意見でした。

9-27ページの土砂災害の移転促進という箇所において、防災指針に係る取組として、土砂災害特別警戒区域からの移転促進を位置づけております。一方で、9-25ページをご覧ください。こちらは取組のもととなる方針を記載しておりますが、(素案)の段階では方針において特に記載をしていなかったことから、ご意見を踏まえ、(4)土砂災害への対応方針の2項目目に移転補助制度についての記載を追記いたしました。

以上で大阪府との協議に係る部分の説明は終わりとなります。

続きまして、パブリックコメントについてご説明させていただきます。

「島本町立地適正化計画（素案）に関するパブリックコメントの結果に係る町の考え方」をご覧ください。

パブリックコメントにつきまして、9人の方から24件のご意見をいただきました。

そのうち最も多かったものとして、道路や交通に関する意見が10件ございました。

また、13番のご意見につきましては、ご意見を踏まえ、一部計画を修正しております。計画（案）の4-2ページをご覧ください。

13番のご意見の内容の趣旨をご説明いたしますと、島本町において生活するうえで、自転車は欠かせないものであり、本計画の目標指標においても「公共交通や自転車、徒歩で移動する人の割合」を位置づけていることから、方針2の中に自転車を加えてほしいという内容でした。

次に、計画（案）の8-3ページをご覧ください。方針に自転車を追記するに当たり、方針に基づく施策を確認しましたところ、4つ目の施策のとおり、「歩行者や自転車利用者に配慮した計画的な道路整備」といったように、自転車に関する施策の記載もあり、方針と施策の整合性も図られると考えられます。

よって、ご意見を踏まえまして、4-2ページに記載の方針2について「公共交通や徒歩、自転車で暮らせる、子育てしやすく便利で健康的なまちづくり」に修正いたしました。

パブリックコメントでいただいた意見について、反映できなかった意見のうち、特に道路・交通に関するもので申し上げますと、道路の新設や拡幅に関するご意見をいただきました。道路の新設や拡幅となってまいりますと、用地買収等を視野に入れる必要があることから、厳しい財政状況を鑑みますと、困難であると考えております。

また、上位・関連計画である第五次総合計画や都市計画マスタープランにおいて、道路整備の方針としては、補修等による既存道路の維持・管理といったものになっており、計画との整合性を鑑みますと、ご意見を計画に反映することは困難であると判断いたしました。

そのほかには、パブリックコメントの1番目に記載のとおり、耳鼻咽喉科の誘致についてのご意見をいただきました。本計画の誘導施設の考え方として、医療法に基づく病院などの大規模な施設については、誘導施設に位置付ける一方で、診療所については、誘導施設には位置づけず、現状のような各地域に分散した状態が望ましいと考えております。ご意見いただいております、耳鼻咽喉科についてはどちらかという診療所に該当するものと考えているとともに、誘導施設に位置付けてしまうと、地域への分散も難しいと考えております。

医療に係るご意見のほかいただいたご意見として、観光に係るものや農業に係るものなどがございましたが、本計画は分野横断的な計画ではあるものの施策等に位置づけるには困難と判断し、パブリックコメントにおいてご意見としていただいたものの、反映するには至りませんでした。なお、いただいたご意見のうち、反映できなかったご意見につきましても、所管部署から町の考え方をお示しさせていただいております。以上がパブリックコメントに係る説明となります。

また、パブリックコメント以降、修正について検討している箇所が1点ございます

計画（案）の9-27ページをご覧ください。

防災指針に基づく具体的な取組を記載しており、表の下から4つ目に「通学路等に面したブロック塀等の撤去補助」という項目を記載しております。

町といたしましては、補助制度を継続してまいりたいと考えているものの、府内自治体が相次

	<p>いで補助制度を廃止している現状や財源確保という観点で、長期である 20 年にわたり予算措置が確保できるという根拠がないため、記載について「通学路等に面したブロック塀等の撤去の促進」という記載に変更できないかと考えているところでございます。</p> <p>仮に、撤去補助制度を廃止することになった場合においても、町といたしましては、危険なブロック塀の撤去に向け取り組んでいくという内容への変更となります。</p> <p>事務局からの説明は以上になります。</p> <p>これらを踏まえまして、委員の皆様におかれましては、計画（案）についてご意見等ございましたら、ご議論いただけますと幸いです。</p> <p><意見交換></p>
議長	<p>大阪府から 3m 以上の浸水が想定される箇所についての指摘を受け、町としては場所が農地であり、箇所としても局所的であるということから、居住誘導区域に含めるという判断に至ったとのことで、その判断でよいと考えますが、土地所有者に対して、情報提供等を実施する予定など考えはありますか</p>
事務局	<p>会長のおっしゃる通り、今回大阪府からのご意見としまして 3m 以上の浸水があるという箇所のご指摘をいただき、町としては居住誘導区域に含めると判断しております。</p> <p>また、本町といたしましても、3m 以上の浸水が想定されるという状況のまま今後、宅地化されることは望ましくないと考えておりますので、今後当該地の所有者に対して情報提供を行うなど対応について検討しているところでございます。</p>
議長	<p>先ほど説明のあった、P9-27 の下から 4 段目にあるブロック塀等の撤去補助ですが、撤去補助から撤去の促進に変更したいとのことで、その件についてはいかがでしょうか。</p>
委員	<p>現在の補助制度を廃止するなどの計画があるのでしょうか。</p>
事務局	<p>町といたしましては補助制度を継続してまいりたいと考えております。</p> <p>一方で、近隣自治体で制度を廃止するという動きもあるということや、こちらの補助制度について、以前は国費と府費のそれぞれをいただきながら補助制度を実施しておりましたが、今は府費がなくなり国費のみとなっております。</p> <p>また、財政部局からも補助制度に関しては、近隣市の状況も踏まえて、今後、継続については検討してほしいという意見をいただいております。補助制度をこの計画に記載のとおり、20 年間実施する根拠がないことから補助制度の継続というよりは、撤去に向けた取組を継続するといった趣旨の記載に変更できないかと考えているところでございます。</p>
委員	<p>促進という記載について、具体的に何か考えておられることはありますか。</p>
事務局	<p>これまでもブロック塀の撤去に関しましては、近隣の住民の方から通報などをいただき、通報に基づき、ブロック塀の所有者を訪問させていただきまして、撤去につきまして検討し</p>

委員	<p>てほしいという周知などをさせていただいております。</p> <p>補助制度がなくなった場合においてもそういった取組等を続けてまいりたいと考えております。</p> <p>ブロック塀について、町としては通学路における耐震基準を満たしていないブロック塀が現状どれぐらい残っているかを把握されておりますか。</p> <p>どれくらい残っているか把握されていない状況であれば、それを継続するにしても、いつまで継続するか目途がつかないのではないかと思います。</p> <p>また、撤去されたところもあるのか、一切手つかずの状態なのか、そこも含めていかがでしょうか。</p>
事務局	<p>通学路に面した危険なブロックにつきましては平成 30 年の地震があった後に調査をさせていただき、残りの件数はおそらく 9 件だったかと思うのですが、まだ撤去に至っていない状況です。また、所有者の方に何度か指導させていただき、撤去に至ったようなブロック塀もございます。</p> <p>一方で、年月が経つごとに、元々は大丈夫だったものでも、ひび割れが入り、危険と判断され通報を受けているというのが現状であり、一概に減っていくだけでなく、年間何件かのペースで増えている状況です。</p> <p>また、担当としては補助制度を継続してまいりたいと考えているところではございます。</p>
委員	<p>9 件というのは大規模ですか小規模ですか。</p>
事務局	<p>9 件については大小さまざまで、以前は大規模なものもありましたが、現状は撤去いただいていると認識しており、比較的小規模なものが残っているものと認識しております。</p>
委員	<p>ブロック塀の件ですが、国や府の補助もあって 20 年の長期施策として位置づけておられたと思うんですけども、促進への文言の修正ということと、先ほどお伺いしましたように、撤去も進み、ブロック塀の残りの件数が 9 件ということであれば目標期間を長期ではなく、補助のある期間ということで短期にすることは可能ですか。</p>
事務局	<p>ブロック塀に関連して、令和 7 年度において耐震改修促進計画という計画を改定する予定となっております。</p> <p>一方で、計画の中でブロック塀をどのような取り扱いにするかということが現状未定であり、町といたしましては危険なブロック塀に対する撤去の促進ということに関して継続してまいりたいと考えているものの、補助がなくなってしまう可能性もございます。</p> <p>危険なブロック塀の撤去が必要ということは間違いございませんので、継続して取り組んでまいりたいという考えも含め、長期に位置付けたいと考えているところでございます。</p>

議長	<p>近隣市で補助がなくなったというのは、一定効果があったからなのか、府からの補助がなくなったからということなのか、どちらなのか理由がわかれば教えていただけますでしょうか。</p>
事務局	<p>近隣市と言いましても、児童が亡くなられた、高槻市は補助を継続されております。補助制度を終了しているのはどちらかという大阪府内の南の方の自治体で、こちらでは当初からブロック塀の撤去に対しての機運があまり高まらなかったということからか、比較的早期に制度を廃止されておられました。</p> <p>ですが、北の方に関しては現場に近いということで関心の高い方がたくさんいらっしゃるということで制度を継続されているところが多いと認識しております。</p> <p>島本町においても隣接自治体ということで、制度に関しては継続してまいりたいと考えております。</p>
議長	<p>国の補助がいつまで続くかわからないという現状のため、表記を撤去の補助から撤去の促進に変更ということですが、変更することとしてよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしとのことなので、変更のほど、よろしく申し上げます。 他に何か意見等ありますでしょうか。</p>
委員	<p>浸水リスクの件で、最近、水深 3m の位置がわかるステッカーのようなものを近日中に町内の一部の電柱に設置するという話をお聞きました。水無瀬駅にもそのようなものが設置されていたと記憶しているのですが、島本町では設置されているのは、水無瀬駅だけでしたでしょうか。</p> <p>他の自治体でも設置している事例を見かけたのですが、この事業は淀川に絡めた国の事業でしょうか。洪水に関して、住んでいる地域が浸水の危険性が低いと思って、避難しなかった結果、洪水になり、逃げられなくなったということをよく聞くので、住民の意識をちょっと高めるために洪水の被害が想定される地域という意識付けをするためにも電柱に設置するなどできないかと思いました。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。いただいたご意見につきまして、防災指針の取組に追記するか、今の記載でご意見の内容を読み取れるかどうかということになってくるかなと思いますのでこちらについて、関係部局と調整させていただきたいと考えておりますので、検討させていただきます。</p>

委員	<p>計画に記載して欲しいというわけではなく、町がいくら誘導する方針を示しても住民の方の認識がないと、効果が出にくいと思われますので、事業を推奨していただけたらという希望です。</p>
議長	<p>方向性については事務局で検討するというので、住民の意識啓発といった趣旨と思われまますので、検討のほど、お願いします。</p>
事務局	<p>補足ですが、ご意見いただいた取組につきましては、阪急水無瀬駅を皮切りに、国土交通省の淀川河川事務所と島本町の危機管理室とで合同にて取り組んでいるものでございます。</p> <p>いただいたご意見も含めてできるだけハザードについては周知に努め、取り組んでいきたいと思えます。</p>
町長	<p>追加で補足となりますが、今年度につきましても何か所かつけてもらう予定です。電柱全体をカラーリングするというやり方もあり、その方が見栄えもよいのですが、数年に1回改修をしないといけないなどの維持費がかかることから、なかなか数を付けられないことから、調整して今年度は数か所つけるということになっております。</p>
委員	<p>今貼っているのは、水位のところは 30 センチほどのものが貼られているということではなかったですね。カラーリングされているものは記憶にないのですが。</p>
町長	<p>そうですね。最近はいろんなタイプがあり、歩道橋を全部カラーリングしているものや、電柱をカラーリングしているものなど様々です。</p> <p>ただ電柱となると、メンテナンスのためにカラーリングしたものを一度はがして、やり替える必要があるそうで、維持費の関係でやはり何本も実施していくわけにもいかないというのが現状でございます。</p>
委員	<p>淀川や水無瀬川が氾濫して被害を受ける可能性のある地域に住まわれている方の防災意識を向上させるような取組を実施していただくことは可能でしょうか。</p>
事務局	<p>ご意見いただいた地域に関しては、今回居住誘導区域に含めるという形で検討しておりますので、地域を限定した形で実施するのか、これまでのように全住民の方々を対象に一体的な取組として引き続き防災意識の向上を含めた周知ということを実施していくかに関して関係部局とも調整させていただきながら検討させていただきたいと思えます。</p>
議長	<p>他に意見はありますか。住民の意識啓発に関する内容を計画に反映するかどうかにつきまして検討したいと思えますので、事務局と私とご意見いただきました委員と調整させていただきたいと思えます。</p> <p>また、今回の会議が最後になりますので、計画の最終的な判断や、今回の会議以降に発生した修正については会長である私に一任させていただければと考えておりますがいかがで</p>

委員一同	<p>しょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>それでは調整後の結果につきましては事務局から委員の皆様にもメール等にて情報提供させていただきます。</p> <p>本策定委員会につきましては、今回をもって、議論が終結したことになります。</p> <p>令和5年8月から約1年と3か月、全5回の会議でご審議をいただきました。毎回貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。この計画により、島本町がよりよい町になることを期待しておりますし、皆様のご意見が反映され、それが実現されることを祈念しております。ありがとうございます。</p>
事務局	<p>それでは引き続きまして案件3「その他」に移ります。事務局のほうから何かありますか。</p> <p>(5) その他</p> <p>今後の島本町立地適正化計画策定までの流れについてご説明させていただきます。</p> <p>先ほど田中会長からご説明をいただきましたとおり、今回の委員会をもって、議論が一定終了しましたので、島本町立地適正化計画策定委員会につきましては本日が最後の会議となります。</p> <p>立地適正化計画の根拠法である都市再生特別措置法において、立地適正化計画を作成しようとするときは都市計画審議会に意見を聴かなければならないと定められていることから、島本町立地適正化計画(案)を島本町都市計画審議会に諮問し、意見なしとご回答をいただければ印刷・製本を経て完了となります。</p> <p>また、併せて、今後、専門家による校正を予定しておりますことから、校正による修正や、事務局で計画の内容を確認する過程で軽微な修正が生じる場合があります。その際は、職権で修正のうえ、メール等により共有させていただきます。説明は以上となります。</p>
議長	<p>委員の皆様から何かありますかでしょうか。</p> <p>特に無いようですので、以上で、本日予定しておりました第5回島本町立地適正化計画策定委員会の案件をすべて終了させていただき、進行を司会にお返しします。</p> <p>委員の皆様には、会議の円滑な進行にご協力いただき誠にありがとうございました。</p>
事務局	<p>議長どうもありがとうございました。委員のみなさまにおかれましては、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございました。</p> <p>先ほど会長からもお話がありましたが、島本町立地適正化計画(案)について本日会議にていただいたご意見の取り扱いを除き、承認いただけたということで、本策定委員会は今回が最後の会議となりますため、最後に島本町長の山田から御礼のご挨拶をさせていただきます。</p>

町長	<p>島本町長の山田でございます。</p> <p>委員の皆様、本日はお忙しい中、立地適正化計画策定委員会にご出席いただき誠にありがとうございました。</p> <p>本町の人口は、近年増加傾向にあります。国全体で少子化が進む中、残念ながら将来的な減少は避けられません。まちの機能を健全に維持し続けるためには、中長期的な視点により、コンパクトで持続可能なまちづくりを推進する必要があると考え、今回、立地適正化計画の策定を進めているところです。</p> <p>検討にあたり、委員の皆様には、風光明媚で豊かな自然に囲まれた住環境という島本町の特徴を保ちつつ、持続可能なまちづくりの推進に向けた各種施策や、住民の皆様が安全・安心に生活できるようにするための災害リスク対策についても十分な検討を行っていただいたことに、あらためて感謝を申し上げます。</p> <p>本日承認いただきました計画案は、これからがスタートであり、具体的な施策に移すにあたっては、行政だけでなく、住民や事業者の皆様の協力が何よりも大切です。それぞれの視点から協働することで、ともにまちづくりを進めていきたいと考えております。</p> <p>最後に、委員の皆様の益々のご健勝とご活躍をお祈り申し上げ、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局	<p>それでは第5回島本町立地適正化計画策定委員会を閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p>